

利 用 上 の 注 意 (人口移動統計調査)

I 広島県人口移動統計調査

1 甲調査

(1) 調査方法

住民基本台帳法及び外国人登録法に基づく1か月間の転入、転出、出生、死亡等の状況を甲調査票により取りまとめて集計する。

(2) 人口・世帯数の推計方法

ア 人口

直近の国勢調査による人口を起点とし、1か月間の転入、転出、出生、死亡等を加減して月々の推計値を求めている。

なお、今回は、平成17年10月1日現在の人口として平成17年国勢調査の速報値を掲載している。

※ 平成6年3月以前は、最新の国勢調査の確定値を起点とし、1か月ごと市町村長から知事に報告される「住民基本台帳月報」(県地方課)の増減数から月々の推計値を求めているため、月々の増減数に外国人は含まれていない。

イ 世帯数

直近の国勢調査による世帯数を基に、住民基本台帳法に基づく世帯数の増減数から月々の推計値を求めている。

(3) 推計値の補正

人口及び世帯数は前述の方法で5年間にわたり毎月推計するが、5年毎に実施される国勢調査との間に差異を生ずることがあり、この場合は、前回国勢調査までさかのぼって推計値を補正することとしている。補正方法は5年間で生じた乖離人口及び世帯数を月毎に均等配分する方法による。

(4) 人口増減

ア 自然増減

出生数と死亡数の差から求め、出生数の多いときを自然増加、死亡数の多いときを自然減少と表現する。

平成5年以前の出生数、死亡数は、厚生省大臣官房統計情報部から公表された「人口動態統計年報(確定値)」による。平成6年については、平成5年10月から平成6年3月は、自治省所管の「住民基本台帳月報」による数値を、平成6年4月以降は甲調査による数値を用いている。

イ 社会増減

転入者数と転出者数の差から求め、転入者数の多いときを社会増加、転出者数の多いときを社会減少と表現する。

2 乙調査

(1) 調査方法

住民基本台帳法に基づいて、市区町窓口に届け出た転入者又は転出者が記入した乙調査票を、届出日により1か月ごとまとめて集計する。

(2) 用語の定義

ア 移動者

- (ア) 県内移動者： 県内の市区町村から県内の他の市区町村へ移動した者
- (イ) 県外転入者： 他県から県内の市区町村へ移動した者
- (ウ) 県外転出者： 県内の市区町村から他県へ移動した者
- (エ) 移動の主因者： 転入又は転出を要する原因となった者
- (オ) 主因者に伴う者： 移動の主因者に従って転入又は転出する家族など

イ 移動の理由

- (ア) 就職： 新規就職のとき、1年以上無職であった者が職業に就いたとき、卒業と同時に就職したとき
- (イ) 転勤： 事業所に勤めている者が、その事業所の本所、支所、営業所、出張所などへ移転したとき
- (ウ) 転業・転職： 別の企業に就職したとき、自営の場合は前と別の事業を始めたとき、勤務をやめてから1年未満で新たな職に就いたとき
- (エ) 退職・廃業： 今まで勤めていた職又は自営業をやめるとき
- (オ) 就学： 入学、転校などにより移転したとき
- (カ) 卒業： 卒業、退学した者で就業する予定のないとき
- (キ) 婚姻関係： 結婚、養子縁組及び離婚により移転したとき
- (ク) 住宅事情： 家屋の新築、他の住宅への転居などにより移転したとき
- (ケ) その他： 前記の理由以外で移転したとき

(3) 転出入超過

転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、転入超過数がマイナス(△)の場合は、転出超過を示す。

(4) 試算値

結果の概要(乙調査)で使用している「試算値」は、甲調査票による住民基本台帳の転入者数、転出者数(A)と、乙調査による転入者数、転出者数(B)が一致するように補正を行ったものである。

補正は、乙調査の年齢(階級)別、移動の理由別、都道府県別の各結果数値(C)に、 $(A) \div (B)$ を掛けることで補正数値(C*)を求める方法による。

II 地域区分

1 国内地方別，3大都市圏別

県外転入者及び県外転出者を地域別にみるため，全国を10地方に区分した。また，3大都市圏についても別掲した。その地方及び3大都市圏と，これらに属する都道府県は次のとおりである。

地方，3大都市圏	都 道 府 県
北海道	北海道
東北	青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
関東内陸	茨城県，栃木県，群馬県，山梨県
関東臨海	千葉県，埼玉県，東京都，神奈川県
北陸	新潟県，富山県，石川県，福井県
東海	長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
近畿	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
中国	鳥取県，島根県，岡山県，山口県
四国	徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県
東京大都市圏	東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県
大阪大都市圏	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県
名古屋大都市圏	岐阜県，愛知県，三重県

2 広域行政圏別

県内の転入者及び転出者を地域別にみるため，広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）に基づき広島県知事が設定（平成12年11月8日）した8広域行政圏により区分した。その圏域及びその圏域に属する市町は次のとおりである。

（平成17年10月1日現在）

圏 域 名	市 町	
大都市 周辺 地域	広島市[湯来町]，府中町，海田町，熊野町，坂町	
広 域 市 町 圏	西 広 島	大竹市，廿日市市，大野町，宮島町
	呉	呉市[音戸町，倉橋町，蒲刈町，安浦町，豊浜町，豊町] 江田島市[江田島町，能美町，沖美町，大柿町]
	芸 北	安芸高田市，安芸太田町，北広島町[芸北町，大朝町，千代田町，豊平町]
	広 島 中 央	竹原市，東広島市[黒瀬町，福富町，豊栄町，河内町，安芸津町] 大崎上島町
	尾 三	三原市[本郷町，久井町，大和町]，尾道市[御調町，向島町]，因島市， 瀬戸田町，世羅町
	福山・府中	福山市[沼隈町]，府中市，神辺町， 神石高原町[油木町，神石町，豊松村，（神石）三和町]
備 北	三次市，庄原市[総領町，西城町，東城町，口和町，高野町，比和町]	

注1. [] 内は平成16年10月1日から平成17年9月30日までに，合併により消滅した市町村

Ⅲ その他

- 1 本報告書における集計区分は、前年10月から当年9月までの間である。
なお、この期間内に合併した市町村については、集計期間等が異なる場合もあるので、各統計表欄外注意書きを参照すること。
- 2 統計表に用いた記号の意味は、次のとおり。
－ 該当数値なし、△ マイナス（減少）
- 3 統計表の中には、四捨五入により内訳の合計がその総数と一致しないことがある。
- 4 「増加数」、「増加率」とのみ記載されている場合は、「対前年」を意味する。
- 5 今回は、平成17年国勢調査の速報値に伴う補正を行っているが、速報内容が平成17年10月1日現在の市町別男女人口・世帯数に限られるため、甲調査において、日本人及び外国人別は、掲載していない。また甲調査における合併前の旧市町村データ及び乙調査については、補正せずに掲載している。
- 6 本書に関する問い合わせ先

広島県 地域振興部 管理総室 生活統計室 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL : 082-513-2533 (ダイヤルイン) ホームページアドレス http://db1.pref.hiroshima.jp/Folder01/Frame01.htm
